

VI 税制・税務一般

1 市税一覧表（令和5年度）

区分 税目		納税義務者・課税客体	課税標準・税率	徴収方法	納期
市 民 税	個人 市 民 税	(1) 市内に住所を有する 個人	(均等割) 年 額 3,000 円 (平成 26 年度から令和 5 年度まで 3,500 円)	普通徴収 又は 特別徴収	1 期 6 月 2 期 8 月 3 期 10 月 4 期 翌年 1 月 給与所得者 6 月～翌年 5 月各月分 を翌月 10 日 まで 公的年金受 給者 4 月～ 翌年 2 月各 月分（偶数 月に限る） を翌月 10 日 まで（開始 年度は年税 額の 1/2 は 6 月、8 月 に普通徴収 となる） 徴収した月 の翌月 10 日 まで
			(所得割) ア 所得割（下記イに該当する退職所得を除く。） (ア) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に一律 8%（平成 29 年度までは 6%）の税率を適用する。 (イ) 次の各所得金額については、特別の税率による。 土地建物等の課税長期譲渡所得金額、土地建物等の課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（注 1）、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（注 2）、先物取引に係る課税雑所得等の金額 (注 1) 特別徴収で完結した特定株式等譲渡所得金額に係る所得を除く。 (注 2) 申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得に限る。 イ 分離課税に係る所得割 退職所得の金額（退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の 1/2 の額）については、一律 6% の税率を適用する。		
市 民 税	個人 市 民 税	(2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する 個人で同一区内に住所を有しない者	(均等割) 年 額 3,000 円 (平成 26 年度から令和 5 年度まで 3,500 円)	普通徴収	6 月

区分 税目		納税義務者・課税客体	課 税 標 準 ・ 税 率		徴収方法	納 期
市 <						

市 民 市 民 税	法 人 税	(4)		(均等割)			各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用されるものはさらに延長、中間申告の場合は事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内）に申告納付。 ただし、グループ通算子法人の場合、中間申告の納付期限等が異なる場合がある。 なお、均等割申告を行う公益法人等については 4 月 30 日までに申告納付。																										
		ア 市内に寮等を有する法人、準法人又は公益法人等でその市内に事務所又は事業所を有しないもの イ 市内に事務所又は事業所を有する収益事業を行わない公益法人等		<table><tr><th>資 本 金 等 の 額</th><th>区内の従業員数</th><th>税 率</th></tr><tr><td>①資本金等の額を有しない法人</td><td></td><td>50,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">②1,000 万円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">③1,000 万円を超え、1 億円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">④1 億円を超え、10 億円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">⑤10 億円を超え、50 億円以下である法人</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">⑥50 億円を超える法人</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr></table> (注) 1 資本金等の額とは、資本金の額又は出資金の額と資本準備金などの所定の金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をいう。 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は次の①と②を比較し、大きい方の額をいう。 ① 法人税法上の資本金等の額－無償減資等による欠損てん補額＋無償増資額 ② 「資本金＋資本準備金」又は「出資金の額」 2 法人課税信託の受託者については、「資本金等の額」を「固有法人の資本金等の額」と読み替える。	資 本 金 等 の 額	区内の従業員数		税 率	①資本金等の額を有しない法人		50,000 円	②1,000 万円以下である法人	50 人以下	50,000 円	50 人超	120,000 円	③1,000 万円を超え、1 億円以下である法人	50 人以下	130,000 円	50 人超	150,000 円	④1 億円を超え、10 億円以下である法人	50 人以下	160,000 円	50 人超	400,000 円	⑤10 億円を超え、50 億円以下である法人	50 人以下	410,000 円	50 人超	1,750,000 円	⑥50 億円を超える法人	50 人以下
資 本 金 等 の 額	区内の従業員数	税 率																															
①資本金等の額を有しない法人		50,000 円																															
②1,000 万円以下である法人	50 人以下	50,000 円																															
	50 人超	120,000 円																															
③1,000 万円を超え、1 億円以下である法人	50 人以下	130,000 円																															
	50 人超	150,000 円																															
④1 億円を超え、10 億円以下である法人	50 人以下	160,000 円																															
	50 人超	400,000 円																															
⑤10 億円を超え、50 億円以下である法人	50 人以下	410,000 円																															
	50 人超	1,750,000 円																															
⑥50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円																															
	50 人超	3,000,000 円																															
税 税	民 税	(5)		(法人税割)																													
		ア (3) のア、イ又は (4) のイのうち、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの イ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、区内に事務所又は事業所を有するもの		法人課税信託に係る法人税額の 8.2%（平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度分については 14.5%。平成 26 年 10 月 1 日以降令和元年 9 月 30 日以前に開始した事業年度分については 11.9%）																													
固定資産税	所有者	土地 家屋 償却資産	固定資産課税台帳に登録された価格（土地については、負担調整措置等に基づいて計算された額）の 1.4%			普通徴収	1 期 4 月 2 期 7 月 3 期 12 月 4 期 翌年 2 月																										

区分		納税義務者・課税客体	課 税 標 準 ・ 税 率		徴収方法	納 期	
税目							
軽自動車税（別割用者）	所有者（又）は使用者	（１）原動機付自転車	1 台について			普通徴収	5 月
		ア 総排気量が 50cc 以下のもの又は定格出力が 0. 6kw 以下のもの（エに掲げるものを除く。）	年 額	2, 000 円			
		イ 2 輪のもので、総排気量が 50cc を超え、90cc 以下のもの又は定格出力が 0. 6kw を超え 0. 8kw 以下のもの	年 額	2, 000 円			
		ウ 2 輪のもので、総排気量が 90cc を超えるもの又は定格出力が 0. 8kw を超えるもの	年 額	2, 400 円			
		エ 3 輪以上のもので総排気量が 20cc を超えるもの又は定格出力が 0. 25kw を超えるもの	年 額	3, 700 円			

		（２）小型特殊自動車	1 台について				
		ア 農耕作業用のもの	年 額	2, 400 円			
		イ その他	年 額	3, 600 円			
	（ア）2 輪のもの（側車付のものを含む。）	年 額	3, 900 円				
	（イ）3 輪のもの	年 額	10, 800 円				
	（ウ）4 輪以上のもの乗用のもの	年 額	5, 000 円				
	自家用						
	貨物用のもの						
	自家用						

	別割用者	（３）軽自動車	1 台について				
		ア 雪上車	年 額	3, 600 円			
イ その他		年 額	3, 600 円				
（ア）2 輪のもの（側車付のものを含む。）で総排気量 250cc 以下		年 額	3, 100 円 ※1 3, 900 円 ※2 4, 600 円 ※3 1, 000 円 ※4 2, 000 円 ※4 3, 000 円 ※4				
（イ）3 輪のもの		年 額	5, 500 円 ※1 6, 900 円 ※2 8, 200 円 ※3 1, 800 円 ※4 3, 500 円 ※4 5, 200 円 ※4				
（ウ）4 輪以上のもの乗用のもの		年 額	7, 200 円 ※1 10, 800 円 ※2 12, 900 円 ※3 2, 700 円 ※4				
営業用							
自家用							

		貨物用のもの																																							
		営業用	年 額	3,000 円 ※1	3,800 円 ※2	4,500 円 ※3			1,000 円 ※4																																
		自家用	年 額	4,000 円 ※1	5,000 円 ※2	6,000 円 ※3	1,300 円 ※4																																		
			※1 平成 27 年 3 月 31 日以前の新規検査分 ※2 平成 27 年 4 月 1 日以降の新規検査分 ※3 新規検査から 13 年を経過 ※4 グリーン化特例（軽課）により令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに新規検査を受けた一定の環境性能を有する軽自動車。燃費性能に応じて令和 5 年度分のみ適用される。（別表参照。）																																						
			(別表)																																						
			<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">車種区分</th><th>税率</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th rowspan="2">電気・天然ガス※1</th><th colspan="2">ガソリン・ハイブリッド※2</th></tr><tr><th>基準 1 ※3</th><th>基準 2 ※4</th></tr><tr><td colspan="2">三輪</td><td>1,000 円</td><td>2,000 円</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td>乗用自家用</td><td>2,700 円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>乗用営業用</td><td>1,800 円</td><td>3,500 円</td><td>5,200 円</td></tr><tr><td>貨物自家用</td><td>1,300 円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貨物営業用</td><td>1,000 円</td><td></td><td></td></tr></table>							車種区分		税率	税率		電気・天然ガス※1	ガソリン・ハイブリッド※2		基準 1 ※3	基準 2 ※4	三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	四輪以上	乗用自家用	2,700 円			乗用営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円	貨物自家用	1,300 円			貨物営業用	1,000 円		
車種区分		税率	税率																																						
		電気・天然ガス※1	ガソリン・ハイブリッド※2																																						
			基準 1 ※3	基準 2 ※4																																					
三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円																																					
四輪以上	乗用自家用	2,700 円																																							
	乗用営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円																																					
	貨物自家用	1,300 円																																							
	貨物営業用	1,000 円																																							
			※1 平成 21 年排出ガス規制+10%NOx 低減達成車又は平成 30 年排出ガス規制適合車であること ※2 ガソリンを内燃機関の燃料とするもので、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車 ※3 乗用営業用：令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成車であること ※4 乗用営業用：令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車であること (注) 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載																																						
		(4) 2 輪の小型自動車 (総排気量 250cc 超)	1 台について 年 額	6,000 円																																					

区分 税目		納税義務者・課税客体	課税標準・税率	徴収方法	納期
軽自動車税（環境性能割）	取得者	(1) 軽自動車（電気自動車、天然ガス車）			
		自家用	非課税		
		営業用	非課税		
		(2) 軽自動車（ガソリンハイブリッド乗用車、ガソリン乗用車、LPGハイブリッド乗用車、LPG乗用車）			
		ア 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ令和12年度燃費基準80%（注）達成かつ令和2年度燃費基準達成	（注）令和5年4月1日～令和5年12月31日の期間中に車両を取得した場合は左記下線部分は令和12年度燃費基準75%達成		
		自家用	非課税		
		営業用	非課税		
		イ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ令和12年度燃費基準70%（注）達成かつ令和2年度燃費基準達成	（注）令和5年4月1日～令和5年12月31日の期間中に車両を取得した場合は左記下線部分は令和12年度燃費基準60%達成	申告納付	（1）車両番号の指定を受ける軽自動車…その指定のとき （2）自動車検査証の記入を受けるべき軽自動車…その記入を受けるべき事由のあった日から15日以内 （3）その他の軽自動車…軽自動車の取得の日から15日以内
		自家用	1%		
		営業用	0.5%		
		ウ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ令和12年度燃費基準60%（注）達成かつ令和2年度燃費基準達成	（注）令和5年4月1日～令和5年12月31日の期間中に車両を取得した場合は左記下線部分は令和12年度燃費基準55%達成		
		自家用	2%		
		営業用	1%		
		エ 上記以外			
		自家用	2%		
		営業用	2%		

		(3) 軽自動車（ガソリンハイブリッドトラック、ガソリントラック（2.5t以下） ア 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ令和4年度燃費基準+5%達成（注） 自家用 営業用 イ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ令和4年度燃費基準達成（注） 自家用 営業用 ウ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ令和4年度燃費基準95%達成（注） 自家用 乗用車 エ 上記以外 自家用 営業用	（注）令和5年4月1日～令和5年12月31日の期間中に車両を取得した場合は左記下線部分は平成27年度燃費基準+25%達成 非課税 非課税 （注）令和5年4月1日～令和5年12月31日の期間中に車両を取得した場合は左記下線部分は平成27年度燃費基準+20%達成 1% 0.5% （注）令和5年4月1日～令和5年12月31日の期間中に車両を取得した場合は左記下線部分は平成27年度燃費基準+15%達成 2% 1% 2% 2%		
市 た ば こ 税	卸売販売業者等 製造たばこの製造者	小売販売業者に売り渡した製造たばこ等	1,000本につき6,552円	申告納付 又は 普通徴収	毎月分を翌月末日まで 毎月分を翌月15日から末日まで

区分 税目		納税義務者・課税客体	課 税 標 準 ・ 税 率	徴収方法	納 期								
入湯税		鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客	（１）宿泊客 １人１泊につき 150 円 （２）日帰り客 １人１日につき 100 円 ※ 課税免除 ①12 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者 ②共同浴場又は「銭湯（公衆浴場法に規定する公衆浴場）」の入湯者 ③入湯料金が 1, 000 円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。）以下である施設において日帰りで入湯する者 ④学校（大学を除く。）の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加している者及びその引率者 ⑤医療提供施設において入湯する者	特別徴収	特別徴収義務者（鉱泉浴場を運営されている方）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分を納入する。								
事業所税		事務所又は事業所において法人又は個人が行う事業	（１）事業所用家屋の床面積 1 ㎡について 600 円 ※ 免税点 1, 000 ㎡以下 （２）従業者給与総額の 0. 25% ※ 免税点 100 人以下	申告納付	法人は事業年度終了の日から 2 月以内 個人は翌年の 3 月 15 日まで								
都市計画税	所有者	都市計画法に定める市街化区域に所在する土地及び家屋	固定資産課税台帳に登録された価格（土地については、負担調整措置等に基づいて計算された額）の 0. 3%	普通徴収	第1期 4月 第2期 7月 第3期 12月 第4期 翌年 2月								
宿泊税		宿泊施設の宿泊客	<table><tr><th>宿泊料金（税抜き）</th><th>税額(1 人 1 泊につき)</th></tr><tr><td>20, 000 円未満</td><td>200 円</td></tr><tr><td>20, 000 円以上 50, 000 円未満</td><td>500 円</td></tr><tr><td>50, 000 円以上</td><td>1, 000 円</td></tr></table> ※ 課税免除 ①学校教育法第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの ②次に掲げる施設の満 3 歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事(当該施設全体又は 3 月 31 日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。)に参加しているもの ア 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所 イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園 ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 10 項に規定する小規模保育事業又は同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設 ③前 2 号に規定する学校行事又は行事の引率者	宿泊料金（税抜き）	税額(1 人 1 泊につき)	20, 000 円未満	200 円	20, 000 円以上 50, 000 円未満	500 円	50, 000 円以上	1, 000 円	特別徴収	特別徴収義務者（宿泊施設を運営されている方）は、宿泊客から宿泊税を徴収し、毎月末日までに前月分を納入する。 なお、一定の要件を満たす場合、申告納入期限の特例を受けることにより、年 4 回の納入とする。
宿泊料金（税抜き）	税額(1 人 1 泊につき)												
20, 000 円未満	200 円												
20, 000 円以上 50, 000 円未満	500 円												
50, 000 円以上	1, 000 円												

2 税務機構及び事務分掌（令和6年4月1日現在）

行財政局税務部

固定資産評価
審査委員会

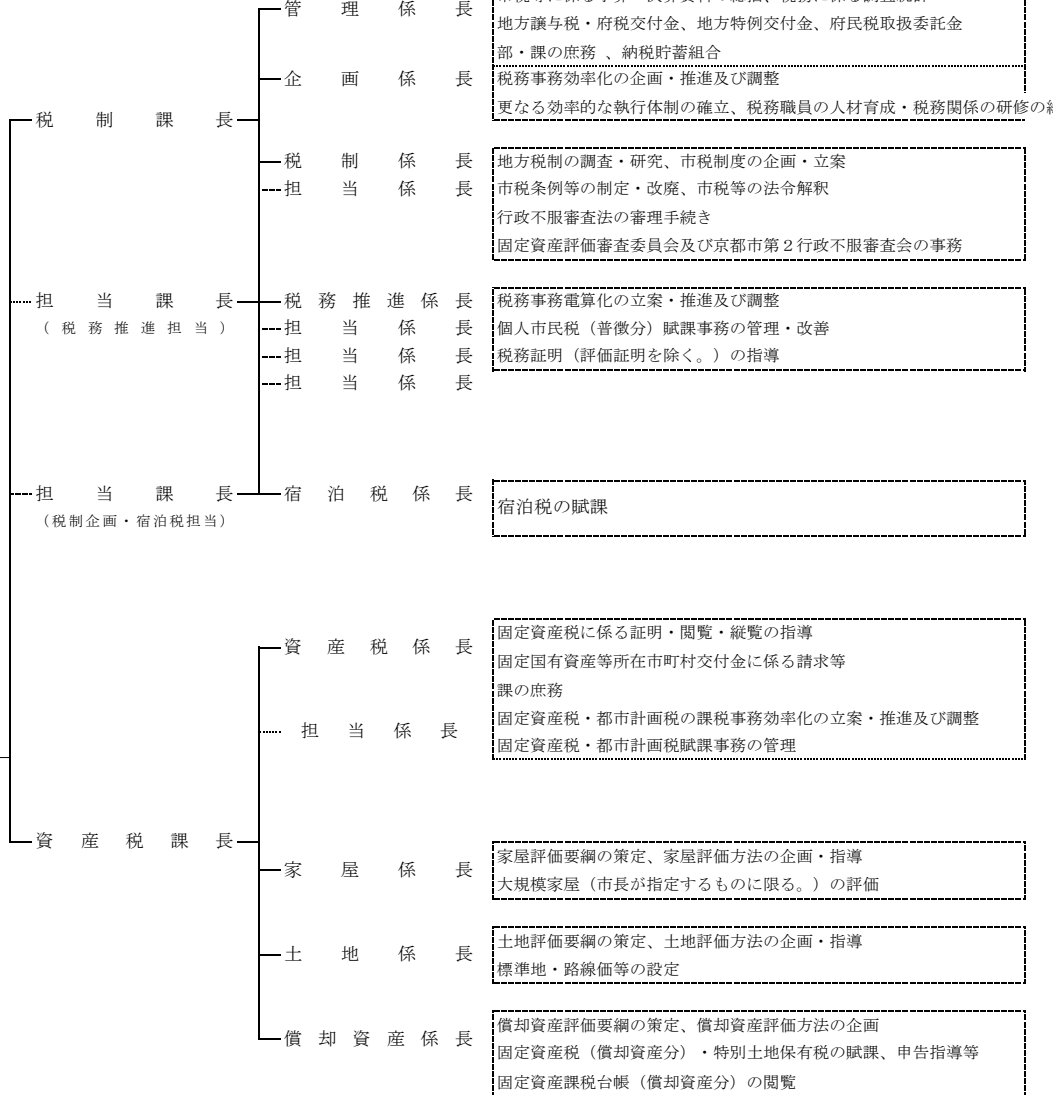
事務室

固定資産評価員

行財政局長

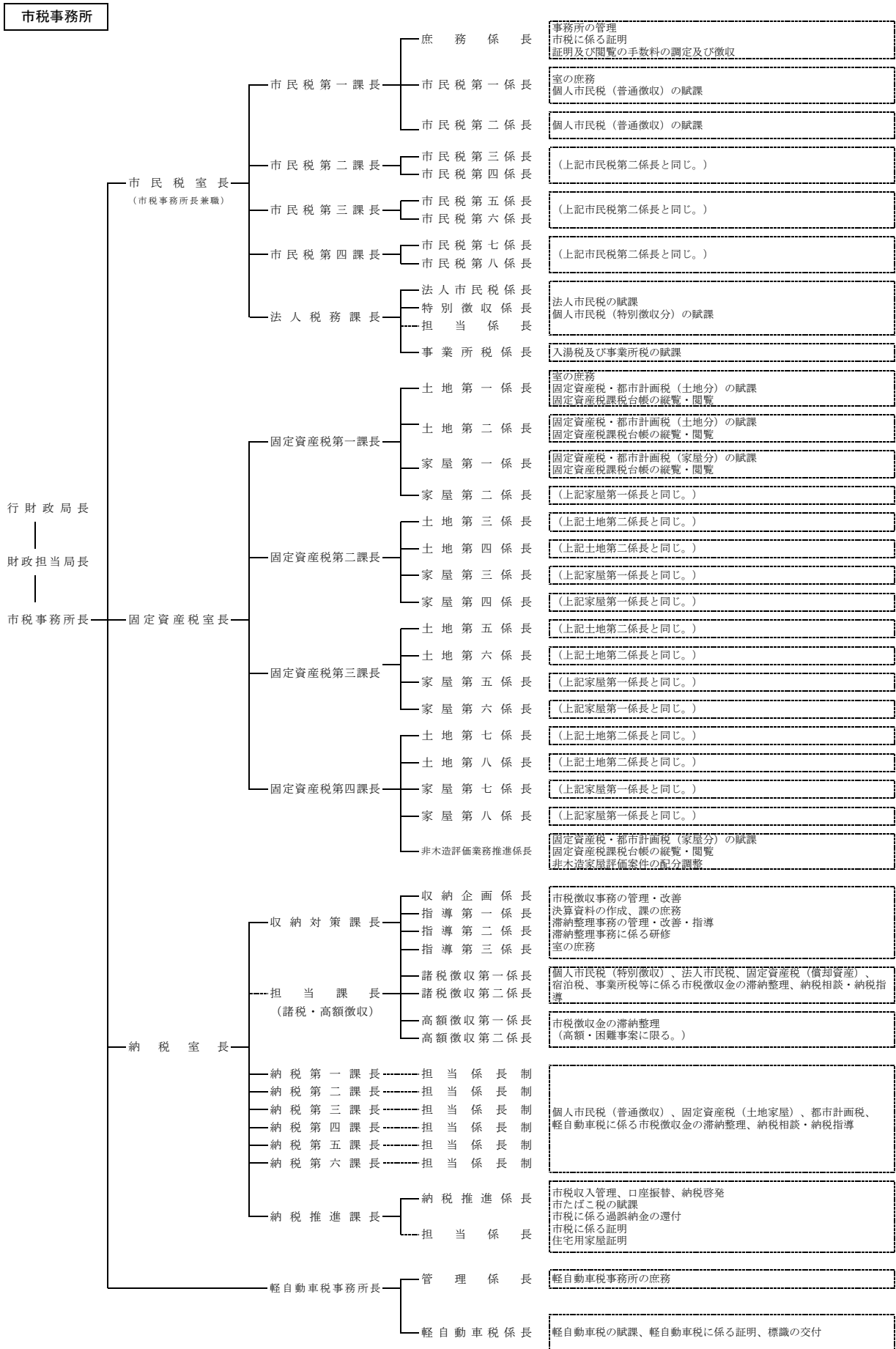
財政担当局長

税務部長



1部2課（部長級1、課長級4、係長級14）

（注）表中 は主な事務である。



3 税務職員数

(1) 職員数の推移（各年度とも5月1日）

(単位：人)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(令和) 01年度
行財政局	63 (2)	64 (2)	64 (2)	72 (2)	73 (2)
行財政局 市税事務所	556 (49)	557 (51)	536 (54)	529 (54)	528 (53)
計	619 (51)	621 (53)	600 (56)	601 (56)	601 (55)

(単位：人)

区分 \ 年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度
行財政局 税務部	63 (1)	64 (1)	63 (1)	64 (1)	64 (2)
行財政局 市税事務所	489 (49)	489 (51)	486 (56)	476 (56)	479 (44)
計	552 (50)	553 (52)	549 (57)	540 (57)	543 (46)

(注) 「行財政局 市税事務所」の欄の26年度以前については、区役所・支所の人数。

(注) () 内は再任用職員数(内数)である。ただし、元年度までは非常勤嘱託員、2年度から4年度は会計年度任用職員1名を含む。

(2) 職員数の明細（令和6年5月1日現在）

ア 行財政局 税務部

(単位：人)

所属	担当	事務職員	係長職	課長職	部長職	計	合計
税制課	管理担当 企画担当	6	2	1	1	10	38
	税制担当	6	2			8	
	税務推進担当	9	4	1		14	
	宿泊税担当	4	1	1		6	
資産税課	資産税担当 効率化担当	5	2	1		8	26 (2)
	家屋担当	3	1			4	
	土地担当	6 (1)	1			7 (1)	
	償却資産担当	6 (1)	1			7 (1)	
合計		45 (2)	14	4	1	64 (2)	64 (2)

(注) 税務部長は税制課管理担当に含んでいる。

(注) 事務職員のうち、資産税課の () 内は再任用職員数(内数)である。

イ 市税事務所

(単位：人)

所属	担当	事務職員	係長職	課長職	部長職	計	合計
市民税室	市民税第一担当	24 (2)	3	1	1	29 (2)	142 (10)
	市民税第二担当	26 (1)	2	1		29 (1)	
	市民税第三担当	21 (4)	2	1		24 (4)	
	市民税第四担当	23 (2)	2	1		26 (2)	
	法人税務担当	29 (1)	4	1		34 (1)	
固定資産税室	固定資産税第一担当	29 (5)	4	1	1	35 (5)	135 (14)
	固定資産税第二担当	28 (3)	4	1		33 (3)	
	固定資産税第三担当	23 (3)	4	1		28 (3)	
	固定資産税第四担当	33 (3)	5	1		39 (3)	
納税室	収納対策担当	20 (1)	8	2	1	31 (1)	189 (17)
	納税第一担当	19 (4)	5	1		25 (4)	
	納税第二担当	18 (2)	5	1		24 (2)	
	納税第三担当	19 (3)	5 (1)	1		25 (4)	
	納税第四担当	16 (2)	5	1		22 (2)	
	納税第五担当	16 (3)	5	1		22 (3)	
	納税第六担当	13	4	1		18	
	納税推進担当	19 (1)	2	1		22 (1)	
軽自動車税事務所		10 (3)	2	1		13 (3)	13 (3)
合計		386 (43)	71 (1)	19	3	479 (44)	479 (44)

(注) 市税事務所長は市民税第一担当に、固定資産税室長は固定資産税第一担当に、納税室長は収納対策担当に含んでいる。

(注) 事務職員及び係長職のうち（ ）内は再任用職員数（内数）である。

4 徴 税 費

(1) 令和5年度決算額及び令和6年度予算額

(単位：千円)

区 分			5年度決算額	6年度当初予算額
(A)徴収費計 (a + b)			5,616,950	5,808,408
人件費	基 本 給		2,330,949	2,348,233
	諸 手 当		1,043,899	1,104,799
	そ の 他		606,671	624,973
	人 件 費 計 (a)		3,981,519	4,078,005
物件費	ア 需用費	旅 費	2,726	4,638
		賃 金		
		そ の 他	1,632,705	1,725,765
		計	1,635,431	1,730,403
	イ 報 奨 金 等	納期前納付報奨金	0	0
		納税奨励金	0	0
		計	0	0
	ウ	そ の 他	0	0
	物 件 費 計 (b)		1,635,431	1,730,403
	(B) 市 税 収 入 額			320,060,232
徴 税 費 の 割 合	徴税費合計(A)／(B)		1.8%	1.8%
	人 件 費 (a)／(B)		1.2%	1.3%
	物 件 費 (b)／(B)		0.5%	0.5%
税 務 関 係 職 員			547 人	550 人

- (注) 1 還付金、還付加算金を除く。
2 人件費、物件費及び税務関係職員数には情報化推進室関係分を含んでいる。
3 人件費及び情報化推進室関係経費は推計である。

(2) 徴税費等の推移

区 分		2年度決算	3年度決算	4年度決算	5年度決算
市 税 収 入 ①		千円 295,943,361	千円 301,943,411	千円 311,852,055	千円 320,060,232
個 人 府 民 税 収 入 ②		30,322,236	29,821,024	30,388,714	30,962,984
計 ③		326,265,597	331,764,435	342,240,769	351,023,216
徴 収 費 (推 計) ④		5,899,866	5,340,965	5,927,489	5,616,950
うち	人 件 費 ⑤	4,204,546	4,058,562	4,147,761	3,981,519
	物 件 費 ⑥	1,695,320	1,282,403	1,779,728	1,635,431
市 税 ・ 徴 収 割 合 ④/①		2.0%	1.8%	1.9%	1.8%
うち	人 件 費 ⑤/①	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%
	物 件 費 ⑥/①	0.6%	0.4%	0.6%	0.5%
人 口 ⑦		(2.10.1) 人 1,464,890	(3.10.1) 人 1,453,956	(4.10.1) 人 1,448,964	(5.10.1) 人 1,443,486
世 帯 数 ⑧		世帯 726,665	世帯 731,571	世帯 739,344	世帯 745,630
人 口 1 人 当 り 徴 税 費 ④/⑦		円 4,028	円 3,673	円 4,091	円 3,891
1 世 帯 当 り 徴 税 費 ④/⑧		8,119	7,301	8,017	7,533
(参考) 人 口 1 人 当 り 市 税 収 入 ①/⑦		202,024	207,670	215,224	221,727
(参考) 1 世 帯 当 り 市 税 収 入 ①/⑧		407,262	412,733	421,796	429,248
税 関 係 職 員 数 (情報化推進室職員を含む) ⑨		(3.3末) 人 556	(4.3末) 人 559	(5.3末) 人 554	(6.3末) 人 547
職 員 1 人 当 り 徴 税 費 ④/⑨		千円 10,611	千円 9,554	千円 10,699	千円 10,269
うち	人 件 費 ⑤/⑨	7,562	7,260	7,487	7,279
	物 件 費 ⑥/⑨	3,049	2,294	3,213	2,990
市 税 調 定 件 数 ⑩		千件 4,592	千件 4,549	千件 4,573	千件 4,591
1 件 当 り 徴 税 費 ④/⑩		円 1,285	円 1,174	円 1,296	円 1,223
うち	人 件 費 ⑤/⑩	916	892	907	867
	物 件 費 ⑥/⑩	369	282	389	356
府 民 税 取 扱 委 託 金 ⑪		千円 2,034,499	千円 2,026,872	千円 2,029,647	千円 2,000,621
府 民 税 徴 収 費 割 合 ⑪/②		6.7%	6.8%	6.7%	6.5%
全 税 収 対 する 府 民 税 の 割 合 ②/③		9.3%	9.0%	8.9%	8.8%

- (注) 1 還付金、還付加算金を除く。
2 人件費及び情報化推進室関係経費は推計である。

